


〔運転支援機能が搭載された中古車を販売する際の留意点〕

Q. 衝突被害軽減ブレーキを搭載している中古車を広告掲載する際、「自動ブレーキ付で安全！」と表示したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】



自動ブレーキ付で安全!!

スカーレット1.3X 2WD CVT

保	付
整	無
修	無

支払総額 **164万円**

車両価格157万円 諸費用7万円

■初度登録2024年 ■シルバー ■走行5.0万km
■検2027年1月 ■車体No.333 ■……


A. 「自動ブレーキ」の用語については、いかなる場合も自動で停止する（衝突を回避できる）かのような誤解（過信）を消費者に与えるおそれがあるため、使用することができません。「被害軽減ブレーキ」、「衝突被害軽減ブレーキ」等、衝突被害を軽減するための機能であることが明確にわかる用語を使用してください。

また、「安全」のほか、「（自動で）停止」、「止まる」、「ぶつからない」、「はみ出さない」、「ついていく」等の断定的な用語や、ドライバーがブレーキ操作等をしなくても、いかなる場合も機能が作動するように誤解される用語も使用することはできません。

「衝突被害軽減ブレーキ」などの運転支援機能について表示する場合は、運転支援機能である旨と併せて、運転支援機能の性能や機能の内容に関する説明表示に加え、機能が作動する条件や作動しない条件を表示してください。スペース等の関係により、運転支援機能に関する説明や注意喚起等を全て表示できない場合は、少なくとも、以下の①から④の要素を全て含む内容を表示してください。

- ①運転支援機能のため、機能には限界がある旨
- ②路面や天候等の状況によっては作動しない場合がある旨
- ③機能を過信せず安全運転を心掛けられたい旨
- ④詳しくは店頭又は Web を確認されたい旨など、詳しい情報の入手方法を明示する

【正しい広告表示の例】



衝突被害軽減ブレーキ搭載!!

スカーレット1.3X 2WD CVT

保	付
整	付
修	無

支払総額 **164万円**

車両価格157万円 諸費用7万円

■初度登録2024年 ■シルバー ■走行5.0万km
■検2027年1月 ■車体No.333 ■……

※衝突被害軽減ブレーキは、ドライバーの安全運転支援を目的としているため、機能には限界があり、路面や天候等の状況によっては作動しない場合があります。機能を過信せず安全運転を行ってください。詳しくは店頭又はWebをご確認ください。

■詳細は「[中古車の店頭展示車や広告において、運転支援機能を搭載している旨を表示する際の留意点 \(AFTC INFORMATION\)](#)」をご確認ください。

＜ 参 考 ＞ 運転支援機能を搭載している旨を表示する際の留意点

中古車の店頭展示車や広告において、運転支援機能を搭載している旨を表示する場合は、「当該運転支援機能があらゆる状況において作動する」等、一般消費者の誤認（過信）を招くことのないよう、以下の内容を参考に、販売車両の取扱説明書等を基に適正な表示や説明を行ってください。

Step 1 広告掲載、店頭展示の前のチェック

- ◇ 衝突被害軽減ブレーキ「付き」と表示したのに、実際には付いていなかった場合、当然、ユーザーとのトラブルになり、また、不当表示にもなります。
- ◇ まずは、カタログやメーカーのホームページ、取扱説明書等に基づき、当該車両の年式、グレード等から同機能の標準／オプション設定を確認、また、現車のセンサーの有無、スイッチ等の有無、モニターや警告灯（故障）の点灯等を確認し、同機能の搭載の有無をチェックしましょう。

Step 2 広告、店頭展示車の表示

- ◇ チェック結果に基づき、衝突被害軽減ブレーキ等の運転支援機能が搭載されている旨を正確に表示しましょう。また、安全運転サポート車（サポカー）であることを表示する場合も、サポカー搭載機能の区分に従い、正確に表示しましょう。
- ◇ 広告については、以下の点についても表示しましょう。
運転支援機能のため、機能には限界があり、路面や天候の状況によっては作動しない場合がある旨、機能を過信せず安全運転を心掛けたい旨、詳しい情報の入手先等

【広告において「衝突被害軽減ブレーキ」をマーク化した際の説明表示の例】

衝突被害の軽減等をサポートする機能で、機能には限界があり、いかなる場合も衝突事故等を回避するものではありませんので、機能を過信せず、常に安全運転を心掛けてください。詳しくは店舗にお問い合わせください。

Step 3 商談、納車時の説明

- ◇ 商談や納車の際も、カタログや取扱説明書、説明用リーフレットを用いる等して、同機能に関する説明や、機能には限界があること、機能が作動する条件及び作動しない条件等を、可能な限り説明しましょう。
- ※ 説明した内容をお客様と共有するため、そのポイント等をまとめた書類（例えば、次ページの「留意事項説明書」等）を作成し、説明後にお客様から署名等をいただき、その写しをお客様に交付する等の対応を行っている販売店もあります。

【運転支援機能に関する用語等について】

- ◆ 「自動ブレーキ」との用語は、消費者の過信を招くおそれがあるため、衝突被害を軽減するための機能であることが明確にわかるよう、「被害軽減ブレーキ」、「衝突被害軽減ブレーキ」等の用語を使用してください。
- ◆ 「自動運転（技術）」の用語は、消費者の過信を招くおそれがあるため、自動運転技術レベル2の技術に対しては使用することはできません。「運転支援」、「ドライブアシスト」等の用語を使用してください。
- ◆ 次のような表示や説明は、ユーザーの誤認（過信）を招くことになります。絶対に行わないでください。
 - × 「自動で停止」や「止まる」、「ぶつかからない」、「安全」等の断定的な表示（説明）
 - × 「ドライバーがブレーキを操作しなくても大丈夫」等の表示（説明）
 - × 「ドライバーが運転操作をしなくても大丈夫」等の表示（説明）